企画競争に係る手続き開始の公示

本件工事の請負に係る契約の締結を希望する者は、下記の要領により参加表明書を提出すること。

提出された参加表明書を公正・厳正に審査の上、企画競争資料の契約候補者として選定した後、最も適切な企画競争資料を提出した者と、随意契約を行う。

令和５年11月13日

支出負担行為担当官
九州防衛局長　江原康雄
（公 印 省 略）

１　概要

(1) 工 事 名　築城(5)庁舎新設電気その他工事

(2) 工事場所　福岡県築上郡築上町

(3) 工事概要　本工事は、以下の工事を行うものである。

・庁舎新設（鉄筋コンクリート造地上１階・地下１階建て／延べ面積約1,800㎡)に係る付帯電気、通信工事　一式

・地下通路新設（鉄筋コンクリート造地下１階建て／延べ面積 約160㎡）に係る付帯電気、通信工事　一式

・構内配電線路　一式

・構内通信線路　一式

(4) 工　　期　契約締結日の翌日から令和８年３月31日まで

(5) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(6) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(7) 受注者からの請求による(5)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(8) (5)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

(9) (5)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(10) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下、「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が週休２日を確保する「週休２日制工事（現場非閉所型・交替制）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内に現場に従事する現場代理人等の各人における休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、４週８休（28.5％（８日／28日））以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休２日の考え方は、以下のとおりである。

ア　週休２日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交替しながら各人が４週８休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

イ　現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始６日間及び夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ　４週８休以上とは、現場施工期間内に１週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における休日率が28.5％（８日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

エ　工事完成時において、各人の休日率が28.5％に満たない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(11) 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

(12) 将来予定される本工事の残余部分の工事（以下「後工事」という。）に当たっては、本工事受注者との随意契約を予定している。ただし、必要となる要件を満たす企業等が後工事への参加を希望する場合には、企画競争とする。

後工事に当たっては、本工事の監理技術者が兼ねることができる。

後工事の積算に当たっては、本工事の落札結果を反映させるものとする。

(13) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　参加資格、選定基準

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年11月13日付九州防衛局長）に示す手続きに従い、築城(5)庁舎新設電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和５・６年度一般競争(指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付けを受け、経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数)が、1,100点以上であり、九州防衛局に競争参加を希望していること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点以上であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

(4) 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有する。

① 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成20年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、延べ面積1,000㎡以上／（１棟当たり）の建物に係る電気設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、参加表明書作成要領による。)。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成20年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、延べ面積500㎡以上／（１棟当たり）の建物に係る電気設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構

成員としての実績が認められる出資比率については、参加表明書作成要領による。)。

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成20年度以降公示日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積1,000㎡以上／（１棟当たり）の建物に係る電気設備工事を施工した実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成20年度以降公示日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積500㎡以上／（１棟当たり）の建物に係る電気設備工事を施工した実績を有すること。

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が６５点未満のものを除くものとする。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

専任期間は、令和６年４月からとする。

なお、本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ア 単体及び特定建設工事共同企業体の代表者、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員共に、次に示す資格を有すること。

・一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士（技術部門において、電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものに限る。）に合格した者。）の資格を有する者。

・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ 次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有する。

① 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成20年度以降公示日までに完成・引渡しを完了した工事のうち、建物に係る電気設備工事を施工

した経験（原則、着工から完成まで従事）を有する者。なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成20年度以降公示日までに完成・引渡しを完了した工事のうち、建物に係る電気設備工事を施工した経験（原則、着工から完成まで従事）を有する者。

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

② 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成20年度以降公示日までに完成・引渡しを完了した工事のうち、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物に係る電気設備工事を施工した経験（原則、着工から完成まで従事）を有する者。なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成20年度以降公示日までに完成・引渡しを完了した工事のうち、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物に係る電気設備工事を施工した経験（原則、着工から完成まで従事）を有する者。

ただし、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評価点が６５点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって６５点以上の工事とみなす。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、その旨を明示することができる資料を提出するものとする。

(7) 会社内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置している又は本工事契約前に設置していること。

(8) 九州防衛局が発注した「電気工事」のうち、令和３年度及び令和４年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(9) 上記１(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)参加表明書を提出した者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、見積心得書第４条第２項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。

(ｱ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２の規定による

子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）　組合（共同企業体を含む。）の理事

５）　その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(11) 日本国内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者である。

３　手続等

本工事は、参加表明書作成要領等の交付、参加表明書の提出及び参加表明書作成要領等に関する質問は電子入札システムを利用して行うものとする。なお、参加表明書提出後の手続きについては紙により行うものとする。

(1) 担当部局

〒812－0013　福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７　福岡第２合同庁舎
九州防衛局総務部契約課
TEL　092－483－8829　　FAX　092－472－2345
メールアドレス　ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 参加表明書作成要領等の交付期間、交付場所及び方法

ア　交付期間　令和５年11月13日から令和５年11月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、９時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
https://www.dfeg.mod.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF、Word
図面類　：PDF
数量表等：Excel
申請書類：Word、Excel
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）、若しくは電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、(1)の担当部局へ電話連絡するものとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

（https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm）

(3) 参加表明書の提出手続き

本件の参加希望者は、上記２に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。また、期限までに参加表明書を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本件に参加することができない。

なお、参加表明書は、「参加表明書作成要領」に基づき作成する。

参加表明書の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　令和５年11月13日から令和５年11月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、９時から18時まで。ただし、最終日は12時まで。

(ｲ) ファイル形式　電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・Microsoft Word　2010形式以下
・Microsoft Excel 2010形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat Ｘ形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル ZIP形式

(ｳ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　持参、郵送等又は電子メールによる場合

(ｱ) 提出期間　令和５年11月13日から令和５年11月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、９時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は12時まで。

(ｲ)　提出場所　上記(1)に同じ。

(ｳ)　提出方法　持参、郵送等又は電子メールにより提出する。郵送等又は電子メールによる場合は令和５年11月22日12時迄必着により提出する。

（電子メールにより提出する場合は、(1)へ電話連絡するものとする。）

ウ　返信用封筒

下記４の通知については上記ア、イに関わらず郵送とするので、簡易書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の定形外・角形２号封筒を同封又は別途提出すること。

(4) 参加表明書作成要領等に対する質問

参加表明書作成要領等に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムによる。持参、郵送等又は電子メールにより提出する場合は、上記(1)に提出する。

（電子メールにより提出する場合は、(1)へ電話連絡するものとする。）

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

令和５年11月14日から令和５年11月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、９時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

(ｲ) 持参、郵送等又は電子メールによる場合

令和５年11月14日から令和５年11月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、９時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）。郵送等又は電子メールによる場合は令和５年11月16日17時迄必着とする。

（電子メールにより希望する場合は、(1)へ電話連絡するものとする。）

ウ　回答方法

電子入札システム、電信（ＦＡＸ）又は電子メールにより、令和５年11月20日17時迄に回答する。また、質問書に対する回答書は、令和５年11月14日から令和５年11月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、９時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）、上記(1)において閲覧に供するほか、必要に応じ閲覧希望者に配布する。

（電信（ＦＡＸ）又は電子メールにより希望する場合は、(1)へ電話連絡するものとする。）

４　企画競争の資料提出を要請する候補者の選定

上記２の提出資料について審査を行い、企画競争の候補者として選定した者には、企画提案の提出要請書をもって通知する。また、候補者以外の者には、選定されなかった旨を通知する。

その結果は、参加表明時に提出された返信用封筒により、令和５年12月８日までに通知（封筒送付前に書面を先に電信（ＦＡＸ）する。）する。

５　選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、企画競争の候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）でもって、支出負担行為担当官から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、書面（任意様式）により、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ア　提出方法　上記３(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

（電子メールにより提出する場合は、上記３(1)へ電話連絡するものとする。）

回答は郵送とするので、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。また、電子入札システムによる提出は受け付けない。

イ　提出期間

上記４の通知の日から令和５年12月19日まで（行政機関の休日を除く。）の

毎日、９時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）。

(3) 契約担当官等は、上記(2)により説明を求められたときは、令和６年１月４日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

6　苦情申立て

(1) 上記５の説明に不服がある者は、非選定理由の説明に係る書面を受けとった日から10日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 上記(1)の申立てについては、入札監視委員会において審議を行う。

(3) 上記(1)の申立ての提出方法及び提出時間等

ア　提出方法　５(2)アに同じ

イ　提出時間　行政機関の休日を除く毎日、９時から17時。ただし、12時から13時までの間を除く。

ウ　その他　書面は任意様式とする。

(4) 上記(1)の申立てに関する手続等を示した書類等の入手先　３(1)に同じ。

7　参加表明書の提出にあたっての留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画競争参加者は、見積心得書及び契約書案を熟読し、見積心得書を遵守する。

(3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 参加表明書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、契約の候補者の選定、入札・契約に関する統計的分析及び入札・契約の透明性を確保するための検証以外に提出者に無断で使用しない。

(6) 参加表明書提出後、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の監理技術者等は、原則として変更できない。ただし、病休、退職、死亡等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

なお、複数名記載する事は差し支えない。

(7) 契約の候補者の選定後、配置予定の監理技術者等の専任制度違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。ただし、病休、退職、死亡等極めて特別な場合でやむを得ない理由により、配置予定の監理技術者等の変更を行う場合には、２(6)に示す資格と同等以上の者を配置しなければならない。

(8) 使用する書類の形式はＡ－４縦を基本とする。

8　その他

(1) 特記仕様書などの資料について

本工事に関する見積に必要な資料（仕様書、図面等）については、企画提案について審査の上、契約候補者の指名を受け、かつ「秘密保全に関する誓約書」を提出した者に貸出すものとする。

なお、貸出しした資料については見積合わせを行った後、速やかに返却するものとする。

(2) 見積合わせについて

見積合わせは、秘密保全の観点から企画競争の結果、秘密の保全について最も優秀な契約候補者と行うものとする。ただし、見積合わせを行った結果、評価が最も優秀な者が辞退した場合に限り、企画競争資料の内容から当該業務の適正な遂行及び秘密保全を適正に行い得ると判断できる者のうち、次順者を契約候補者として選定し、見積依頼を行う場合がある。

(3) 特約条項について

本工事の工事請負契約書に秘密の保全に係る特約条項及び違約金に関する特約条項を付するものとする。

(4) 下請負の契約について

本工事の受注者が本工事の一部を第三者に下請負させる場合は、当該下請負者が支出負担行為担当官等と秘密保全に関する規定を含む契約を締結しなければならない。

(5) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

(6) 見積合わせ後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 契約書作成の要否　要

(8) 企画競争資料のヒアリングを行う。

(9) 契約締結後、上記２(6)の資格を満たす配置予定の監理技術者等を、当該工事の現場に配置する。

(10)電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、９時から18時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページの「システム運用状況」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ

https://www.dfeg.mod.go.jp

(11)システム操作上の手引き書としては、上記(10)の防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページに記載している「マニュアル」を参考とする。

(12)障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札システムセンターヘルプデスク
https://www.dfeg.mod.go.jp/hp/contents/contact.html
TEL 03-3456-7705（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
メールアドレス　helpdesk@mail.dfeg.mod.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで、電話により行う。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得された各認証局

ウ　参加表明書の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記３(1)の担当部局へ電話により連絡する。

(13)参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(14)関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。